

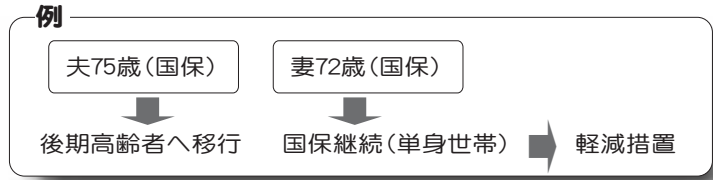
後期高齢者医療制度の創設に伴う新たな軽減措置

①所得の低い方に対する軽減

国保の保険税の軽減判定の際に、国保から後期高齢者医療制度に移行した後期高齢者の所得及び人数も含めて軽減所得の判定を行い、国保からの移行により世帯の国保被保険者数が減少しても、最高5年間は移行前と同様の保険税の軽減措置を受けることができることとします。

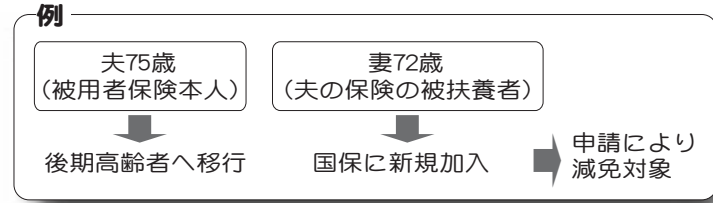
②平等割で課税される保険税の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、世帯の国保被保険者が1人になる方については、医療分および後期高齢者支援金分にかかる平等割(1世帯あたりの課税額)を、最高5年間半額とします。



③被扶養者だった方の保険税の減免

後期高齢者医療が始まったときに後期高齢者の方、または制度施行後に75歳になる方が、被用者保険(社会保険、共済組合等)から後期高齢者医療制度に移行することによって、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の方(旧被扶養者)は、最高2年間、所得割、資産割が免除され、7割・5割軽減に該当する場合を除いて均等割が半額となり、さらに、旧被扶養者だけの世帯の場合には、平等割も半額となります(この手続きには、申請が必要となります)。



平成20年10月から、年金を受給されている方で、年金から特別徴収(天引き)する制度が加わりました。

特別徴収(天引き)の対象となるのは、次の1~4の全てに該当する世帯主の方です。

- 1 世帯主が国保の加入者(被保険者)であること。
- 2 世帯内の国保加入者全員が65歳から74歳であること。
- 3 特別徴収の対象となる年金(介護保険料を天引きしている年金)の年額が18万円以上であること。
- 4 保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

※上記以外の場合は、いままでどおりの納付方法(普通徴収)となります。

①特別徴収か普通徴収かの主な判定例

- 特別徴収 例1~世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳の場合
例2~世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(社保)40歳の場合
- 普通徴収 例1~世帯主(国保)72歳、妻(国保)63歳の場合
例2~世帯主(後期高齢者、擬制世帯主)78歳、妻(国保)68歳の場合
例3~世帯主(社保、擬制世帯主)72歳、妻(国保)68歳の場合
例4~世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(国保)40歳の場合

※擬制世帯主:住民基本台帳上の世帯主で、医療保険は勤務先の社会保険等や後期高齢者医療制度に加入している世帯主のこと(国保には世帯員が加入)

②納付する月(納期)が変わります(特別徴収となる方)

・平成20年度の納期

普通徴収は1期(7月)から3期(9月)までと、特別徴収は10月、12月、2月となります。

・平成21年度の納期

年金支給月(4・6・8・10・12月、翌年2月)の6回となります。
4・6・8月:前年度の保険税をもとに算定した額(仮徴収)
10・12月、翌年2月:決定した年間の保険税額から、4・6月・8月に納付済の仮徴収額を差し引き、3回で分けた額(本徴収)

・保険税が特別徴収とならない方は、今までと同じ納付方法、納期(9回)になります。
7・8・9・10・11・12月、翌年1・2・3月

保険税の納付方法に年金からの特別徴収が加わります

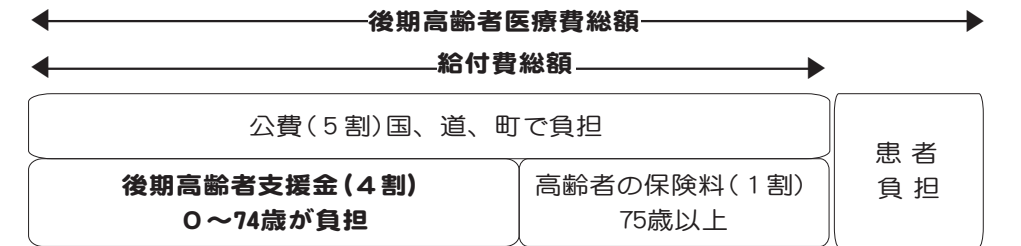
平成20年度 国民健康保険税の改正について

平成20年4月より、75歳以上の方が加入することになる「後期高齢者医療制度(長寿医療制度)」が創設されたことにより、国民健康保険税の算定方法も変わることになりました。これまで保険税は、医療分(加入者全員)と介護分(40~64歳)を併せて課税していましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金分」が加わることになります。

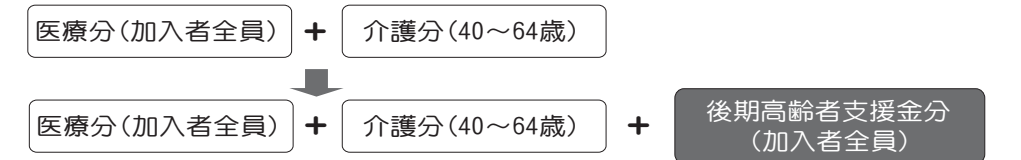
問合せ先
○医療給付担当
(内線281、282・窓口③番)
○課税担当
(内線226、227・窓口⑧番)

後期高齢者支援金とは

後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢者自身が医療機関に支払う窓口負担を除いた分の5割を公費で、1割を後期高齢者の保険料で、残りの4割を現役世代(0~74歳)からの支援(後期高齢者支援金)として負担することになります。この4割分を「後期高齢者支援金分」として、新たに保険税として算定することになったものです。この支援金分は、国保加入者だけではなく、社会保険なども含めたすべての保険加入者も負担することになっています。



保険税の算定方法



国民健康保険の税率

平成20年度の保険税率と保険税額

区分		医療分	後期高齢者支援金(新設)	介護分(40~64歳)
所得割	加入者の前年所得に対し	9.0%	1.7%	0.6%
資産割	加入者の固定資産税に対し	35.0%	5.2%	2.5%
均等割	被保険者1人あたり	29,000円	6,900円	4,800円
平等割	1世帯あたり	35,000円	8,400円	3,500円
課税限度額		47万円(※)	12万円	9万円

(※)医療分については税率の変更はありませんが、限度額が56万円から47万円に引き下げられます。

- ・後期高齢者支援金分が新設されます。
- ・介護分については税率、限度額ともに変更はありません。
- ・所得の低い世帯に対して適用される、7割・5割・2割の軽減措置は、従来どおり継続されます。